

大阪市告示第1786号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項及び同条例第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開館、臨時休館及び供用時間の変更について承認したので、同条例第3条第4項及び同条例第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第4項の規定に基づき告示する。

令和6年12月27日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市中央体育館 第1体育場 第2体育場	令和7年1月3日（金）から 同月4日（土）まで	午前8時から 午後9時まで

2 臨時休館

施設名	年 月 日
大阪市中央体育館	令和7年1月7日（火）から同月9日（木）まで
第1体育場	令和7年1月14日（火）から同月16日（木）まで

3 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市中央体育館 第1体育場	令和7年1月5日（日）	午前8時から 午後11時まで
	令和7年1月10日（金）	午前7時30分から 午後9時まで
	令和7年1月11日（土）	午前8時から 午後9時まで

令和 7 年 1 月 12 日（日）	午前 8 時から 午後 11 時まで
令和 7 年 1 月 13 日（月）	午前 7 時から 午後 9 時まで
令和 7 年 1 月 17 日（金）	午前 7 時から 午後 12 時まで
令和 7 年 1 月 19 日（日）	午前 9 時から 午後 12 時まで
令和 7 年 1 月 22 日（水）から 同月 25 日（土）まで	午前 9 時から 午後 11 時まで
令和 7 年 1 月 26 日（日）	午前 9 時から 翌日午前 4 時まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）